

平成28年度



図書館要覧



春日市民図書館

目 次

1.	図書館の概要	2
2.	運営方針	3
3.	図書館のあゆみ	4
4.	施設の概要	6
5.	図書館組織図	7
6.	図書館協議会	8
	委員名簿／議事	
7.	子ども読書活動推進連絡会	8
	春日市子ども読書活動推進計画	
8.	予算	9
	予算の推移／図書館費の比較	
9.	蔵書構成	10
	蔵書構成一覧表／蔵書構成率／分類別割合	
10.	利用状況	11
	資料区分別貸出状況／年齢別貸出状況／月別利用状況／ 広域利用統計／移動図書館貸出状況／しらべもの(レファレンス)統計／ 予約・リクエストサービス／相互貸借／団体貸出／ 学校サービス／行政・議会支援サービス／図書館サービス指数	
11.	図書館主催事業	18
	主催事業一覧／ファーストブック／郷土史講座／古本リサイクル	
12.	情報提供サービス	20
	特設コーナー／特集テーマ	
13.	ボランティア活動	22
	春日市子ども文庫・読書サークル連絡会	
14.	所蔵雑誌・新聞リスト	24
15.	条例・規則等	26
	春日市ふれあい文化センター設置条例／春日市民図書館管理運営規則 春日市図書館協議会規則／春日市子ども読書活動推進連絡会設置要綱	

1. 図書館の概要

1. 所在地

〒816-0831 福岡県春日市大谷6丁目24番地
TEL 092-584-4646 FAX 092-584-3900
URL <http://www.library.city.kasuga.fukuoka.jp/> (パソコン)
URL <http://www.library.city.kasuga.fukuoka.jp/i/> (携帯電話)

2. 施設

敷地面積 14,410.39 m²
構造 鉄筋コンクリート造 地下1階地上2階建
併設 文化センター
建築面積 5,496.04 m²
延床面積 15,465.69 m²
(図書館部分 2,631.54 m²)

3. 開館時間

火曜日～木曜日・日曜日 10時～18時
金曜日・土曜日 10時～20時
(祝日開館・振替休日なし)

4. 休館日

毎週月曜日(祝日のときは開館)
毎月最終木曜日(祝日と重なるときはその翌日)
特別整理期間(約2週間)
年末年始(12月28日～1月4日)

5. 貸出数・期間

	貸出数	期間
図書・雑誌	10冊まで	2週間
AV資料	3点まで	2週間

6. 蔵書冊数

335,315 冊 (平成28年3月31日現在)

7. 利用統計(平成27年度)

登録者数 46,014 人
(うち春日市民は、31,816人)
のべ貸出者数 166,982 人
来館者数 448,437 人
総貸出冊数 794,470 冊
(うち個人貸出冊数は、787,274冊)
開館日数 299 日

2. 春日市民図書館運営方針（平成24年7月改訂）

1 基本方針

春日市民図書館は、市民が読書を通じて豊かな生活を送ることができるように、「だれでも」、「いつでも」、「どこに住んでいても」、「どんな資料でも」利用できる、市民の暮らしに役立つ図書館となることをめざして運営します。そして、春日市民が、自分や家族の生活や将来、また、これからの地域の在り方について、自ら判断し決定するために必要な情報や資料を提供する、地域の情報拠点としての役割を果たします。

以上のことを実現するために、春日市民図書館は本館と移動図書館とを一体のものとして運用し、資料の貸出しと情報の提供を中心として、以下に掲げるようなサービスを行います。

2 春日市がめざす図書館サービス

(1) だれでも快適に利用できる図書館

○蔵書の充実を図るとともに、公共図書館としてのネットワークを活かして、市民が求める本や情報を確実に提供できるよう努めます。

○市民の憩いの場として、親しみやすく使いやすい快適な図書館をめざします。

○施設や設備のバリアフリー化をすすめるとともに、大活字図書や朗読CD等の資料、朗読サービスなどを充実して、年齢や障がいにかかわらず、利用しやすい環境を整えます。

○移動図書館を本館と同様のサービスを提供するものとして充実させ、だれでも身近なところから気軽に図書館を利用できるようにします。

(2) 市民と図書館員とが一緒に育てていく図書館

○図書館サポーターや図書館ボランティアの組織化をすすめ、市民が自主的に市民図書館に関わることのできる環境を整えます。

○図書館協議会を市民図書館の課題について市民と職員とが共同で解決を図るための組織と位置づけ、図書館運営に市民の声を反映します。

(3) 子どもたちに読書の楽しさをつたえる図書館

○子どもたちがいつでも興味のある本に出会えるよう、家庭、学校、地域など、あらゆる場所での読書環境の整備に努めます。

○学校連絡便や団体貸出などにより学校図書館の支援を行うとともに、学校図書館司書や司書教諭との業務の連携・協力を深めて、学校と市民図書館が一体となって子どもの読書活動をささえる体制をつくります。

(4) 暮らしの疑問や課題が解決できる図書館

○市民の日常生活において生じた問題や、地域の課題を解決するために必要な資料を重点的に収集するとともに、司書が本の使い方や調べかたを案内し、しらべもののお手伝いをするレファレンス・サービスを充実・強化します。

○春日市役所や奴国の丘歴史資料館と連携して、古文書などの専門的な資料から小学生にもわかりやすい読みものまで、春日市の過去・現在・未来を知るために必要な資料や情報を積極的に集めて提供します。

○これからのデジタルネットワーク社会における公共図書館のあり方について検討を進め、常に春日市民に必要な図書館サービスを提供するよう努めます。

3 職員について

(1) 職員は、資料と人とを結び付ける使命を自覚し、市民の資料に対する要求に応えるために最善を尽くします。また、図書館職員としての能力を高めるために自ら学習に努め、基礎的教養と専門的技量を高めるよう努力します。

(2) 館長は、公共図書館の基本的任務と教育機関の長としての主体性と責任を自覚し、市民へのサービスを身をもって示します。また、職員の意見を汲みあげるとともに、職員を指導してその資質・能力・モラルの向上に努めます。



3. 図書館の歩み

- 大正 13年 4月 村立図書館を筑紫郡春日校(春日公民学校)に設立
- 昭和 24年 4月 春日町役場2階の公民館事務室の一角に図書室を設置
- 昭和 33年 10月 旧筑紫郡北部高等学校青年学校跡に公民館事務室を移設
会議室の一角に図書室を設置
- 昭和 42年 4月 中央公民館を新設し、その中に公民館図書室を設置
- 平成 4年 4月 生涯学習センター準備室を発足(後にふれあい文化センター準備室と改名)
- 平成 5年 2月 春日市役所西仮設棟に春日市図書室を設置
- 10月 移動図書館たんぽぽ号運行開始(14ステーション)
- 平成 6年 11月 新図書館開館準備のため、図書室を閉室(移動図書館車は12月末まで運行)
- 平成 7年 4月 春日市民図書館開館(ふれあい文化センター内)
- (財)春日市文化スポーツ振興公社がふれあい文化センター全館の管理運営を行う
- 図書 約15万冊、雑誌 約400タイトル、新聞 約40タイトル、AV 約5000点 で開館
- 4月 移動図書館「たんぽぽ号」運行再開(16ステーション)
- 11月 図書館広報誌 ぶっくばる～んを創刊
- 平成 9年 5月 春日市子ども文庫・読書サークル連絡会発足
- 平成 12年 4月 図書館ホームページを開設
- 平成 13年 4月 福岡都市圏図書館等広域利用に参加
- 7月 ファーストブック事業を開始(赤ちゃん絵本の紹介など)
- 平成 14年 2月 学校連絡便、運行開始(春日原小・春日野小)
- 4月 図書館運営が市直営となる
- 平成 15年 1月 筑紫地区マナーアップキャンペーンを開始
- 2月 4日、移動図書館「たんぽぽ号(2代目)」発車式
- 4月 ファーストブック事業で本の貸出を開始
- 11月 盗難防止装置を設置
- 平成 16年 4月 子どもの読書活動優秀実践図書館(文部科学省)として表彰をうける
- 10月 30日、貸出冊数1,000万冊を達成

-
- 平成 17年 4月 図書館の貸出冊数を無制限からひとり10冊に変更
7月 暮らしの情報コーナーを開設
9月 市内全小学校に学校連絡便を運行
- 平成 18年 7月 インターネット予約を開始
- 平成 20年 3月 視聴覚資料の貸出期間を1週間から2週間に変更
9月 市内中学校に学校連絡便を運行
10月 行政支援サービス開始
- 平成 21年 10月 春日市子ども読書活動推進計画策定
- 平成 22年 4月 長期延滞者に対する利用制限導入
12月 議会支援サービス開始
- 平成 23年 4月 図書館利用者懇談会「図書館しゃべり場」開催(全5回)
10月 改修事業竣工(スロープやサポータールーム設置、しらべものカウンター移設)
10月 春日の今と昔を知る情報コーナーを開設
11月 図書館利用者懇談会共催「夜の図書館」事業の開催
12月 市民図書館キャッチフレーズ決定「未来にホン気」(公募作品)
- 平成 24年 4月 図書館窓口業務委託開始
10月 移動図書館車スポット運行開始
12月 ビブリアバトル(第1回)開催
- 平成 25年 7月 盗難防止装置入れ替え
7月 小学生読書リーダー養成講座(第1回)開催
8月 ファーストブック事業での絵本のプレゼントを開始
- 平成 26年 3月 雑誌スポンサー制度導入
7月 図書館協議会委員の公募による市民委員の選任を開始
12月 市民図書館・学校図書館システム統合
3月 第二次春日市子ども読書活動推進計画策定
- 平成 27年 4月 貸出延長サービス開始
4月 移動図書館車ステーション増設(16→18ステーション)
4月 国立国会図書館デジタル化資料送信サービス開始、利用者用インターネット端末設置
7月 国立国会図書館歴史的音源配信提供サービス開始
- 平成 28年 3月 1日、移動図書館「たんぼぼ号(3代目)」発車式
3月 情報コーナーリニューアル、まごころ(福祉)情報コーナー開設

4. 施設の概要

名称 春日市民図書館

敷地面積 14,410.39㎡

建物概要

構造…鉄筋コンクリート造

地下1階地上2階建

建築面積…5,496.04㎡

延床面積…15,465.69㎡

(図書館 2,631.54㎡)

利用者用検索機

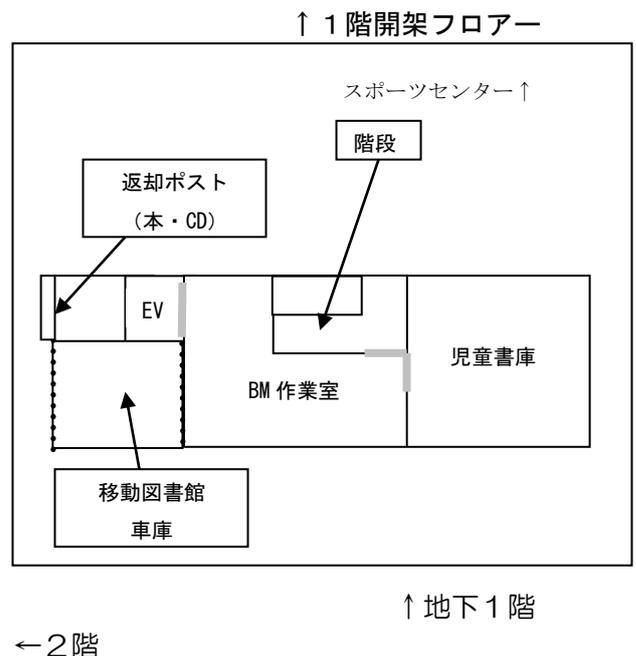
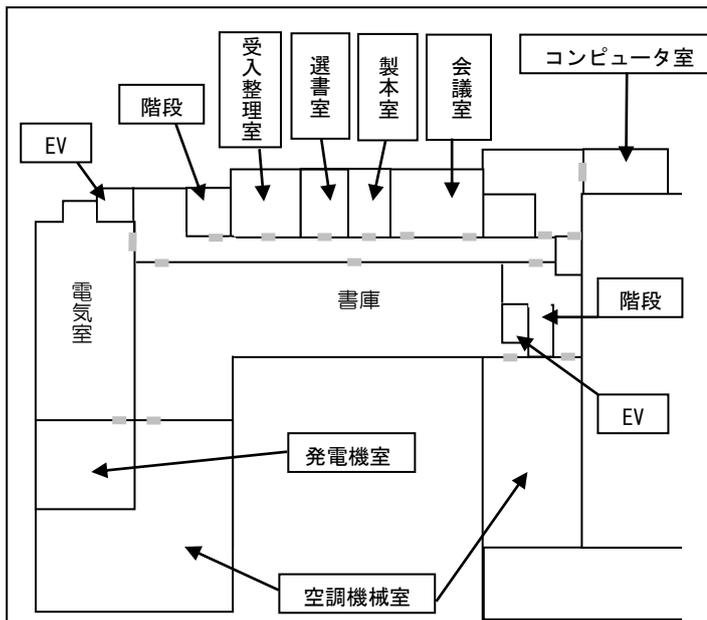
8台

平成23年の図書館改修工事(総務省国庫補助事業)では、バリアフリー事業として、図書館の体育館側入口スロープの設置し館内階段に手すりを設置しました。

また館内改修事業では、サポートルームを設け、図書館ボランティア活動に利用いただいています。

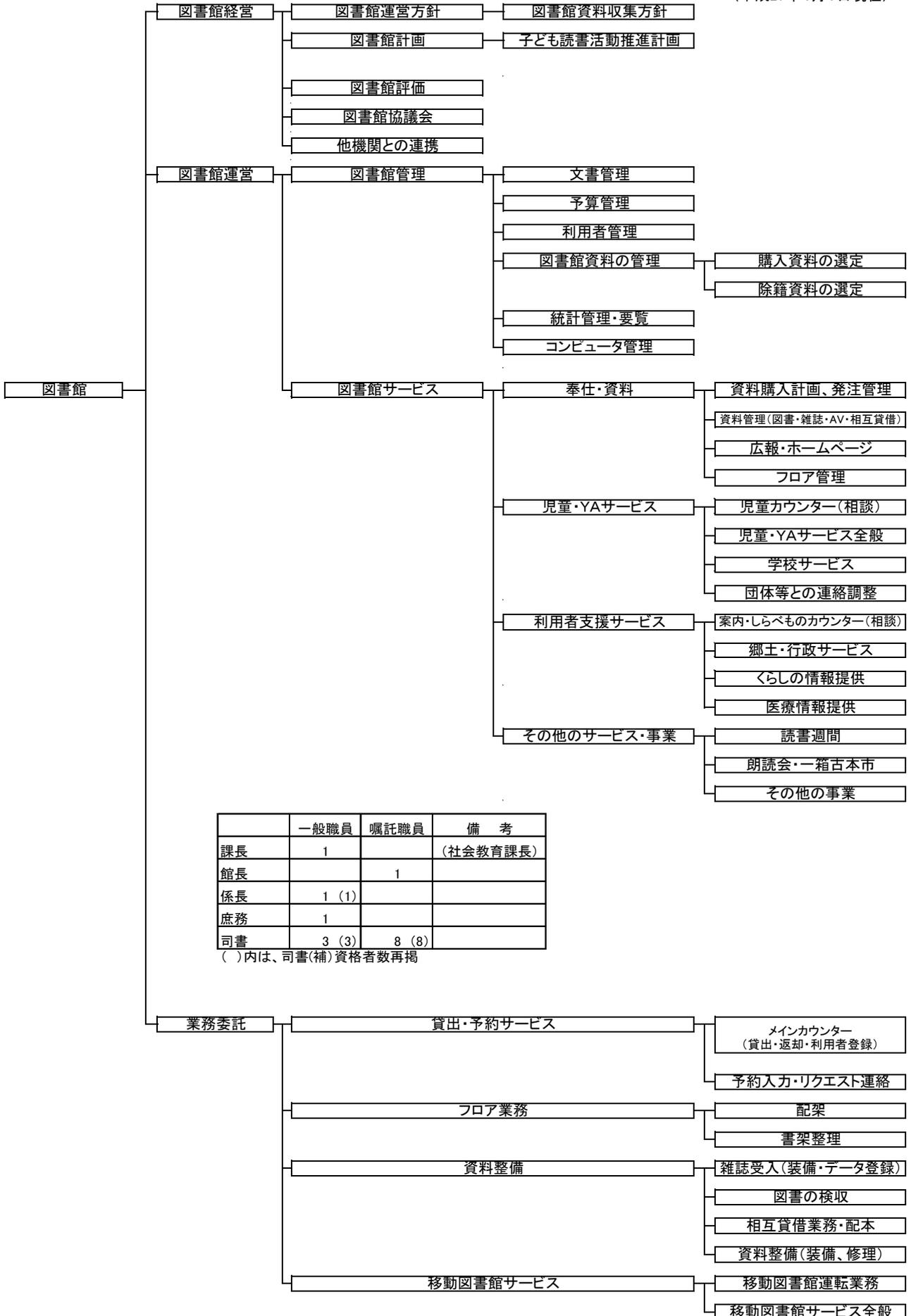
改修に伴い、ご案内・しらべものカウンターを入口近くに移設しました。

今後もこれまで以上に利用しやすい図書館を目指していきます。



5. 図書館組織図(業務体系図)

(平成27年4月1日現在)



	一般職員	嘱託職員	備考
課長	1		(社会教育課長)
館長		1	
係長	1 (1)		
庶務	1		
司書	3 (3)	8 (8)	

()内は、司書(補)資格者数再掲

6. 図書館協議会

図書館協議会は、図書館の運営に関し館長の諮問に応じるとともに、図書館の行う図書館奉仕について、館長に対して意見を述べる機関として設置しました。

- ・根拠法令等 図書館法第14条、春日市ふれあい文化センター設置条例第11条、春日市図書館協議会規則

(1) 委員名簿

氏名	所属 又は 役職	任期	備考
大鶴 和人	春日野小学校校長	H27. 4. 1～H28. 6. 30	H27.4.1 異動
八尋 清繁	春日中学校校長	"	H27.4.1 異動
福永 登美恵	春日市子ども文庫・読書サークル連絡会	H26. 7. 1～H28. 6. 30	
永野 一寛	春日市生涯学習連絡協議会 春日市生活学校クローバーフィールド	"	
野田 克代	春日市生涯学習連絡協議会 学びすと春日	"	
三溝 里美	春日市生涯学習連絡協議会 春日市子ども会育成会連絡協議会	H27. 5. 1～H28. 6. 30	(補欠委員)
二宮 久美子	学識経験者	H26. 7. 1～H28. 6. 30	会長
森田 千恵子	学識経験者	"	副会長
佐土原 裕生	市民委員	"	
進 乙弘	市民委員	"	

(2) 議事

平成27年度審議事項 誰もが居心地のいい図書館にするには

(3) 会議

- 第1回 平成27年 7月2日開催
- 第2回 平成27年10月22日開催
- 第3回 平成28年 1月21日開催

7. 子ども読書活動推進連絡会

子ども読書活動推進連絡会は、春日市における子どもの読書活動を推進するために設置し、「春日市子どもの読書活動推進計画」(平成21年10月策定)の進行管理、子どもの読書活動の調査研究などを行っています。26年度は「第二次春日市子ども読書活動推進計画」(平成27年3月策定)の原案を作成しました。

- ・根拠法令等 子どもの読書活動の推進に関する法律(第4条)
春日市子ども読書活動推進連絡会設置要綱

・会議

- 第1回 平成27年 7月17日開催
- 第2回 平成27年10月13日開催
- 第3回 平成28年 2月24日開催



8. 予算

(1) 予算の推移

(円)

	一般会計総予算	教育費	図書館費
26年度当初予算額	31,614,133,000	6,643,935,000	82,939,000
27年度当初予算額	34,088,463,000	7,318,283,000	101,886,000
28年度当初予算額	31,461,479,000	3,070,011,000	86,820,000

(2) 図書館費の比較

	28年度 当初予算額 (千円)	27年度 当初予算額 (千円)	比較増減 (千円)	27年度 決算額 (円)	26年度 決算額 (円)	27年度決算説明
歳出総額	86,820	101,886	△ 15,066	101,089,818	91,921,574	
1 報酬	12,723	16,727	△ 4,004	16,444,180	16,706,700	嘱託職員報酬 図書館協議会委員報酬
3 職員手当等	241	278	△ 37	242,210	229,967	嘱託職員時間外手当
7 賃金	0	0	0	183,000	0	臨時職員賃金
8 報償費	245	245	0	217,740	217,470	講師謝金等
9 旅費	66	66	0	56,260	205,988	図書館協議会委員費用弁償 職員旅費
11 消耗品費	2,418	2,333	85	2,224,929	2,513,807	図書館用消耗品 読書推進事業消耗品等
11 食糧費	3	3	0	1,027	2,852	講師用飲料水
11 印刷費	852	420	432	334,800	332,640	図書館だより等
11 修繕料	150	150	0	132,624	185,598	図書館備品等修繕料
12 役務費	6,095	6,136	△ 41	6,089,484	4,513,135	データベース等利用料・図書館システム 保守料・電話料・郵便料等
13 委託料	43,141	32,657	10,484	32,854,668	42,728,540	図書館業務委託料・朗読会業務 委託料等
14 使用料 及び賃借料	4,381	4,695	△ 314	4,356,012	7,770,172	図書館システム賃借料・コピー 機賃借料・印刷機賃借料等
18 備品購入費	16,330	37,981	△ 21,651	37,757,884	16,329,705	移動図書館車 資料費
19 負担金補助 及び交付金	175	175	0	175,000	185,000	子ども文庫・読書サークル連絡会 補助金等
27 公課費	0	20	△ 20	20,000	0	自動車重量税
	28年度 当初予算額 (千円)	27年度 当初予算額 (千円)	比較増減 (千円)	27年度 決算額 (円)	26年度 決算額 (円)	27年度決算説明
歳入総額	377	19,842	△ 19,465	19,676,883	10,259,683	
使用料 及び手数料	36	36	0	0	48,000	駐車場使用料
県支出金	100	100	0	99,000	0	子どもの読書活動充実事業県補助金
諸収入	241	19,706	△ 19,465	19,577,883	10,211,683	図書館費雑入・空港周辺環境対策 事業費助成金・図書館事業託児費

9. 蔵書構成

(1) 蔵書構成一覽表

(平成28年3月31日現在)

図書資料

	一般書	児童書	YA ^(※)	郷土	雑誌	小計
総記	7,704	561	99	521	-	8,885
哲学・宗教	10,203	355	145	97	-	10,800
歴史・地理	22,659	2,450	297	3,438	-	28,844
社会科学	34,900	2,365	400	2,960	-	40,625
自然科学	14,069	3,984	277	156	-	18,486
技術	21,743	1,433	123	245	-	23,544
産業	9,144	847	72	156	-	10,219
芸術	26,158	2,478	2,334	539	-	31,509
言語	4,074	609	84	43	-	4,810
文学	81,710	20,432	8,674	309	-	111,125
絵本	-	22,652	28	0	-	22,680
紙芝居	-	1,338	-	0	-	1,338
その他	-	-	-	0	9,571	9,571
合計	232,364	59,504	12,533	8,464	9,571	322,436

※ YA=ヤングアダルトの略(青少年向けの書籍)

AV(視聴覚)資料

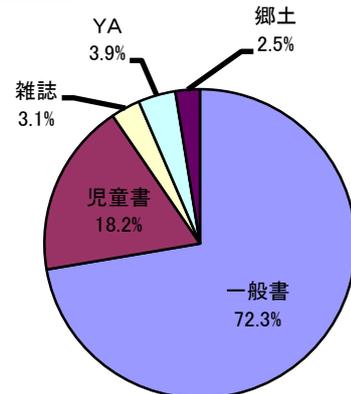
CD	8,704
カセット	27
LD	1,057
ビデオ	2,428
DVD	663
合計	12,879

※カセットブックは図書に含む(432点)

蔵書増減

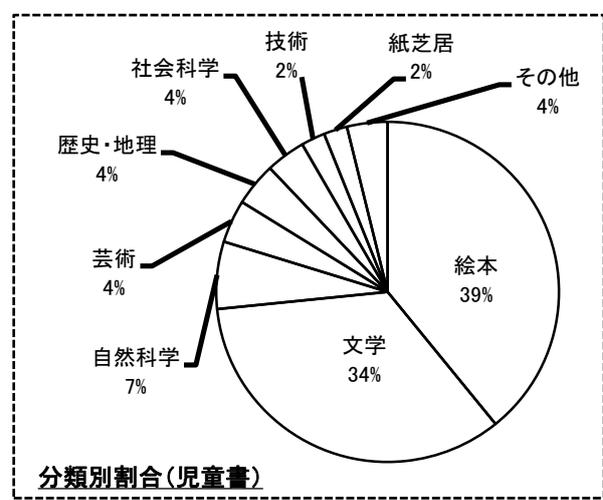
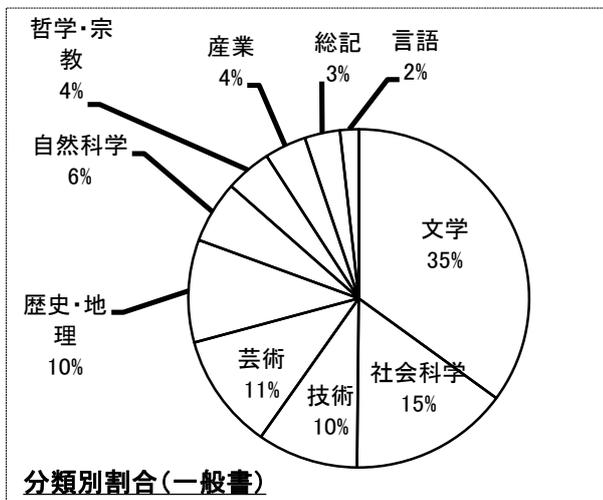
増加計	除籍
14,035	9,953

蔵書構成率(%)



蔵書冊数 335,315 冊

(平成28年3月31日現在)

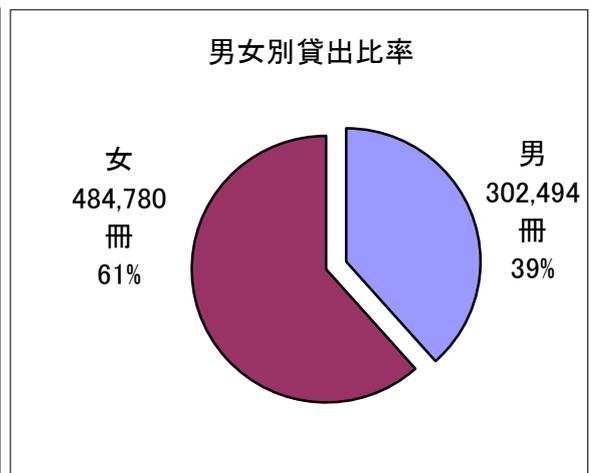
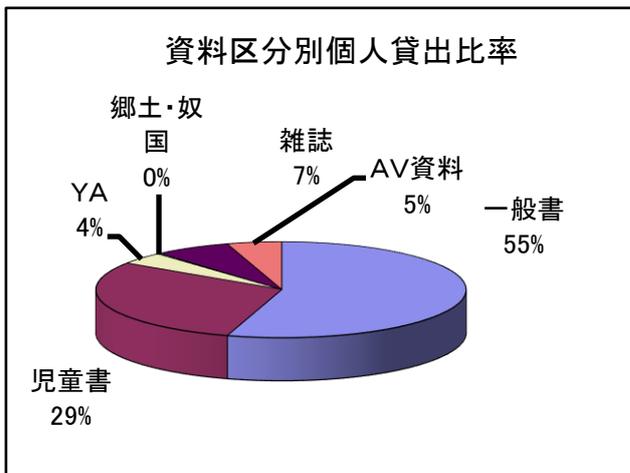


10. 利用状況 (平成27年度)

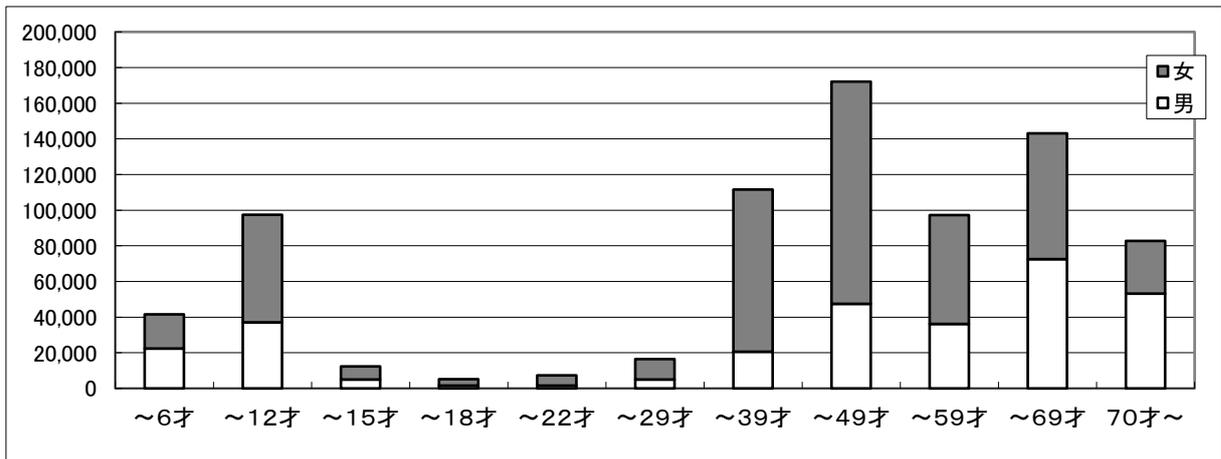
(1) 資料区分別貸出状況

	一般書	児童書	YA	郷土・奴国	雑誌	AV資料	計
個人貸出冊数	430,729	233,140	31,781	1,904	52,248	37,472	787,274
蔵書数	232,364	59,504	12,533	8,464	9,571	12,879	335,315
回転率(回)	1.85	3.92	2.54	0.22	5.46	2.91	2.35

※回転率(回) = 貸出冊数 / 蔵書数



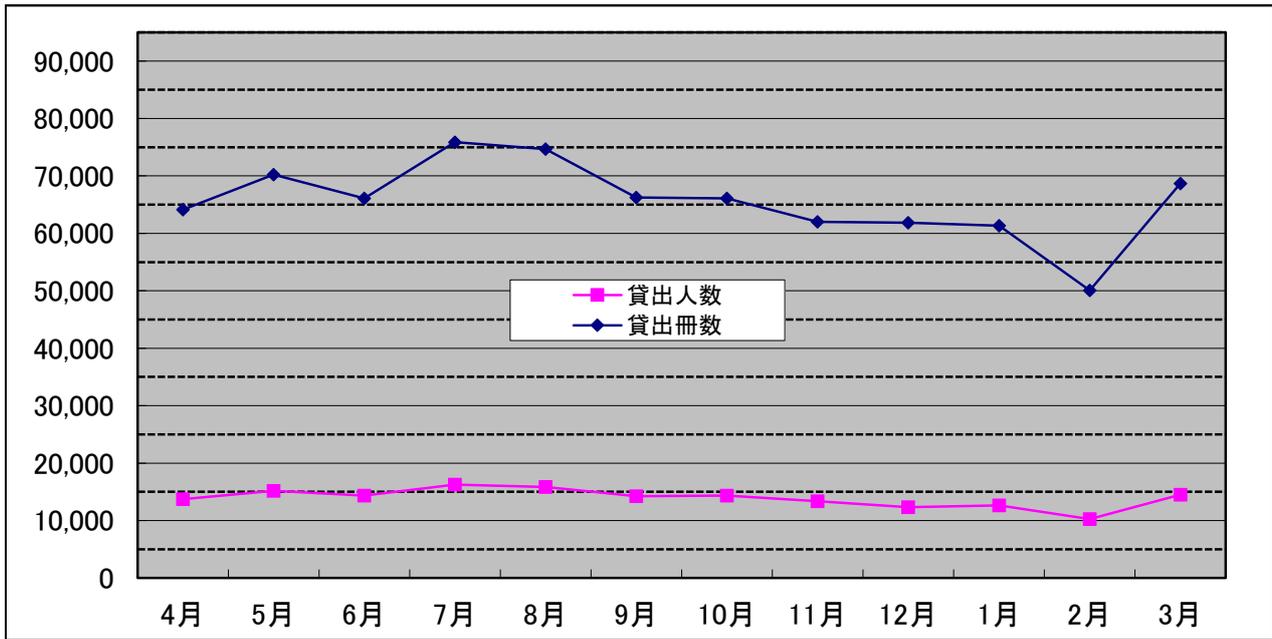
(2) 年齢別貸出状況



	~6才	~12才	~15才	~18才	~22才	~29才	~39才	~49才	~59才	~69才	70才~	合計
男	22,307	36,992	5,076	1,613	1,607	4,944	20,555	47,399	36,177	72,552	53,272	302,494
女	19,320	60,396	7,308	3,557	5,729	11,507	91,041	124,757	60,995	70,625	29,545	484,780
計	41,627	97,388	12,384	5,170	7,336	16,451	111,596	172,156	97,172	143,177	82,817	787,274

(個人貸出)

(3) 月別利用状況



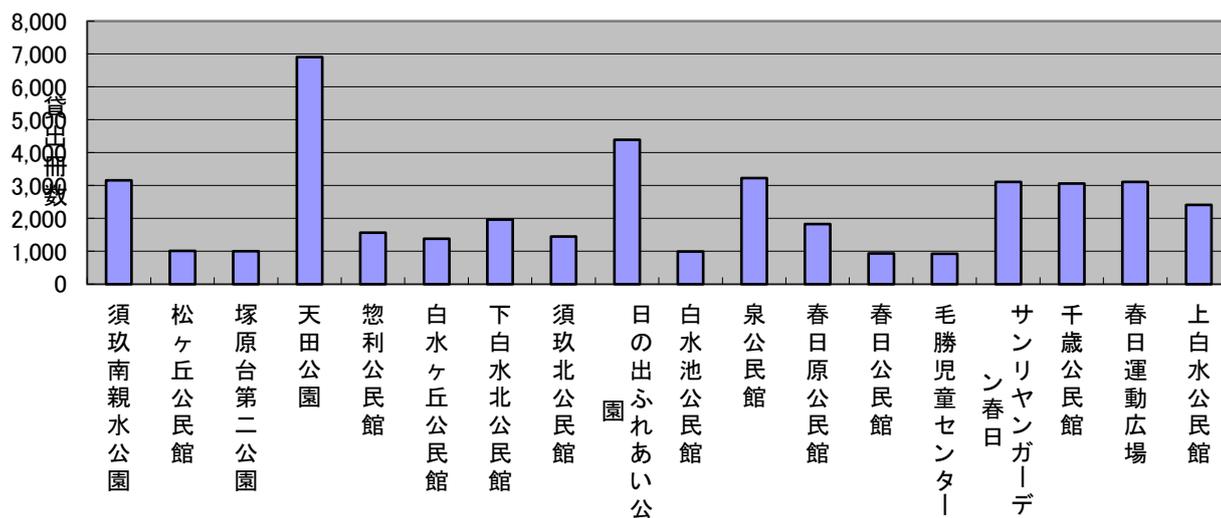
月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
貸出人数	13,741	15,181	14,317	16,250	15,820	14,229	14,341	13,357	12,332	12,657	10,250	14,507	#####
1日平均(人)	550	562	597	602	633	547	531	534	514	527	569	537	558
貸出冊数	64,127	70,216	66,108	75,887	74,649	66,267	66,072	62,006	61,850	61,352	50,071	68,669	#####
1日平均(冊)	2,565	2,601	2,755	2,811	2,986	2,549	2,447	2,480	2,577	2,556	2,782	2,543	2,633
1人平均(冊)	4.67	4.63	4.62	4.67	4.72	4.66	4.61	4.64	5.02	4.85	4.88	4.73	4.71
開館日数	25	27	24	27	25	26	27	25	24	24	18	27	299

(貸出冊数には、団体等貸出を含まない。)

(4) 広域利用統計

自治体名	新規登録者数		貸出冊数		貸出者数		
	人数	割合(%)	冊数	割合(%)	人数	割合(%)	
春日市	1,614	71.8	646,758	82.2	138,307	82.8	
福岡都市圏 の人の 当館での 利用状況	福岡市	309	13.7	78,578	10.0	15,489	9.3
	筑紫野市	28	1.2	3,268	0.4	790	0.5
	大野城市	159	7.1	39,464	5.0	7,968	4.8
	太宰府市	60	2.7	5,191	0.7	1,101	0.7
	那珂川町	63	2.8	10,769	1.4	2,354	1.4
	宗像市	0	0.0	61	0.0	15	0.0
	古賀市	0	0.0	77	0.0	14	0.0
	福津市	0	0.0	230	0.0	161	0.1
	糸島市	0	0.0	95	0.0	29	0.0
	宇美町	6	0.3	908	0.1	154	0.1
	篠栗町	1	0.0	70	0.0	20	0.0
	志免町	2	0.1	400	0.1	79	0.0
	須恵町	4	0.2	462	0.1	194	0.1
	新宮町	1	0.0	47	0.0	10	0.0
	久山町	0	0.0	18	0.0	4	0.0
粕屋町	1	0.0	160	0.0	37	0.0	
福岡都市圏外	1	0.0	718	0.1	256	0.2	
合計	2,249	100.0	787,274	100.0	166,982	100.0	

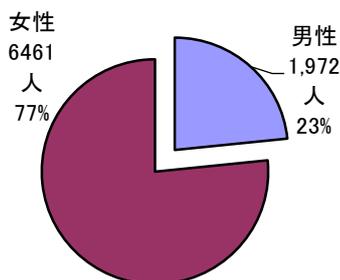
(5) 移動図書館ステーション別貸出状況



ステーション名	貸出冊数 (年齢別)											(冊)
	0~6	7~9	10~12	13~18	19~29	30~39	40~49	50~59	60~69	70~	合計	
火曜日	須玖南親水公園	269	11	17	15	41	770	439	83	911	505	3,061
	松ヶ丘公民館	161	75	9	8	26	240	181	16	98	199	1,013
	塚原台第二公園	108	21	55	35	5	123	160	31	223	243	1,004
	天田公園	774	943	1,312	40	5	1,136	1,099	567	632	400	6,908
	(小計)	1,312	1,050	1,393	98	77	2,269	1,879	697	1,864	1,347	11,986
水曜日	惣利公民館	323	23	80	21	0	162	353	56	136	410	1,564
	白水ヶ丘公民館	88	72	0	23	108	735	163	50	133	10	1,382
	下白水北公民館	148	72	35	1	16	302	340	336	196	522	1,968
	須玖北公民館	122	26	34	17	7	346	73	323	217	284	1,449
	日の出ふれあい公園	215	839	581	32	50	779	594	209	640	453	4,392
	(小計)	896	1,032	730	94	181	2,324	1,523	974	1,322	1,679	10,755
木曜日	白水池公民館	81	30	11	0	0	139	43	314	51	325	994
	泉公民館	221	26	32	3	4	374	487	111	819	1,154	3,231
	春日原公民館	228	47	18	1	47	493	322	10	128	537	1,831
	春日公民館	143	18	59	2	63	170	157	0	186	137	935
	毛勝児童センター	54	17	173	0	3	199	430	2	5	38	921
	(小計)	727	138	293	6	117	1,375	1,439	437	1,189	2,191	7,912
金曜日	サンリヤンガーデン春日	281	221	93	27	19	361	1,103	290	411	300	3,106
	千歳公民館	198	101	26	0	20	394	623	319	921	462	3,064
	春日運動広場	501	235	176	9	82	820	695	69	421	102	3,110
	上白水公民館	469	490	97	15	23	405	352	36	257	269	2,413
	(小計)	1,449	1,047	392	51	144	1,980	2,773	714	2,010	1,133	11,693
合計	4,384	3,267	2,808	249	519	7,948	7,614	2,822	6,385	6,350	42,346	
利用年齢比率(%)	10.4	7.7	6.6	0.6	1.2	18.8	18.0	6.7	15.1	15.0	100%	

※この他、スポット運行(いきいきフェスタ、環境フェスタ)を実施し、貸出を行いました。(合計191冊)

利用人数	男性	女性	合計
	1,972	6,461	8,433



移動図書館男女別利用比率



移動図書館たんぽぽ号

約3000冊の本をのせて、公園や公民館などお近くまで伺います。
はじめての方は、住所・氏名がわかる運転免許証や保険証をお持ちください。



たんぽぽ号運行スケジュール

	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日
午前 9:30~10:15		⑤ 惣利公民館	⑩ 白水池公民館	
午前 10:30~11:15	① 須玖南親水公園 (すすくすくプラザ)	⑥ 白水ヶ丘公民館	⑪ 泉公民館	⑮ サンリヤンガーデン春日 (サン・ビオ公民館横)
午後 1:30~2:15	② 松ヶ丘公民館	⑦ 下白水北公民館	⑫ 春日原公民館	⑯ 千歳町公民館
午後 2:30~3:15	③ 塚原台第二公園	⑧ 須玖北公民館	⑬ 春日地区若水会館 (春日神社横)	⑰ 春日運動広場 (平田台)
午後 3:30~4:15	④ 天田公園 (春日公園公民館横)	⑨ 日の出ふれあい公園	⑭ 毛勝児童センター	⑱ 上白水公民館

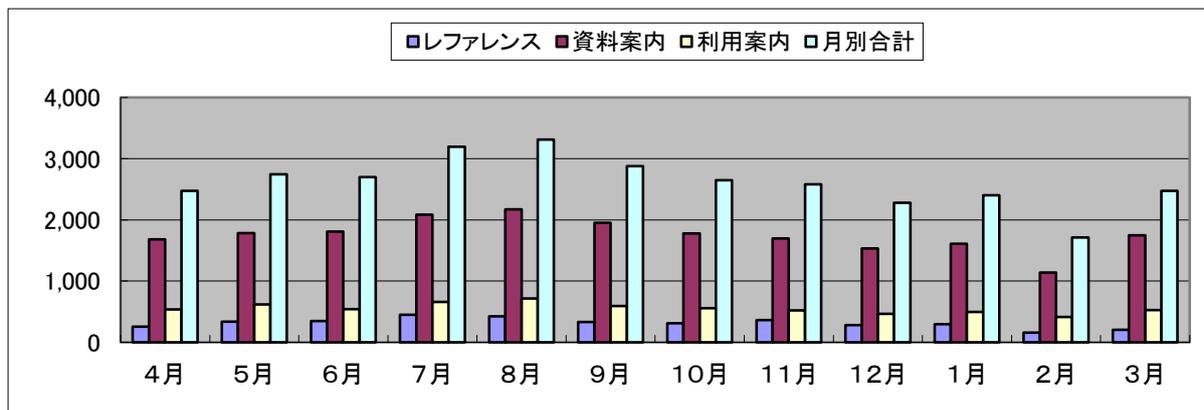
※祝日はお休みです。 ※毎月最終木曜日(館内整理休館日)も巡回します。

平成27年4月1日改正

(6) しらべもの(レファレンス)利用案内年間統計

(件)

種別	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
レファレンス	257	340	348	450	426	332	313	363	279	296	158	205	3,767
資料案内	1,682	1,786	1,810	2,085	2,171	1,951	1,779	1,698	1,534	1,610	1,141	1,746	20,993
利用案内	537	618	540	659	716	593	556	522	466	496	414	525	6,642
月別合計	2,476	2,744	2,698	3,194	3,313	2,876	2,648	2,583	2,279	2,402	1,713	2,476	31,402



(7) 予約・リクエストサービス

	窓口予約	ウェブ予約 (PC)	ウェブ予約 (携帯)	館内予約 (検索機)	合計
図書・雑誌	19,106	19,534	813	9,410	48,863
AV資料	356	257	5	194	812
合計	19,462	19,791	818	9,604	49,675

図書・雑誌…10冊まで、AV資料…1点

(8) 相互貸借

図書館	借受冊数	貸出冊数	図書館	借受冊数	貸出冊数
福岡市	340	155	国立国会図書館	4	0
筑紫野市	208	56	福岡県立図書館	540	60
大野城市	248	188	北九州市	123	112
太宰府市	168	71	久留米市	80	56
那珂川町	121	159	朝倉市	31	6
宗像市	18	68	飯塚市	42	99
古賀市	19	22	小郡市	44	49
福津市	41	23	筑前町	23	1
糸島市	15	26	柳川市	32	51
宇美町	20	8	大牟田市	44	19
篠栗町	10	20	行橋市	42	13
志免町	41	20	その他(県内)	395	173
須恵町	14	10	その他(県外)	38	39
新宮町	14	8	福岡都市圏外計	1438	678
久山町	0	0	相互貸借合計	2667	1522
粕屋町	22	10			
福岡都市圏計	1299	844			

(9) 団体貸出

地域の読書活動推進のため、地域文庫やボランティアグループ等に対し、図書館資料の貸出を行いました。

① 団体貸出(地域文庫)

貸出団体数	13団体
貸出冊数	2,161冊

② 団体貸出(パネルシアター等及び備品)

- ・パネルシアター等に含まれるもの…パネルシアター、エプロンシアター、テーブルシアター、布絵本、手袋人形、超大型絵本、超大型紙芝居
- ・備品…紙芝居舞台、超大型絵本用卓上イーゼル、拍子木、パネル台、ブラックライト

登録団体数	119団体
-------	-------

(10) 学校サービス

① 学校連絡便

春日市民図書館と学校図書館とが連携して、児童・生徒等の学習活動、読書活動を支援する目的で平成14年度から2小学校(春日原小、日の出小)へ配本サービスを開始しました。

平成15年度からは小学校6校に、平成17年9月からは全小学校に対象を拡大。

平成20年度10月に全中学校へのサービスを開始し、市内の全小中学校の児童・生徒・教職員の予約や、授業支援用の図書の貸出・返却に対応しています。

貸出の方法…市使送員による配送 貸出期間…15日

② 学校団体貸出

春日市内の学校図書室に対し貸出を行い、不足資料の補完を行っています。

貸出の方法…来館

貸出対象資料…主に児童書

貸出冊数及び期間…100冊、30日

※授業支援用図書の貸出は、1テーマにつき10冊、15日

【平成27年度学校別利用統計】

<小学校>

		春日	春日北	春日東	春日原	春日西	須玖	春日南	大谷	天神山	春日野	日の出	白水	合計
学校便	個人利用	25	238	0	52	2	22	19	64	3	20	220	2	667
	授業支援	3	18	0	25	37	4	99	150	19	49	90	8	502
来館	個人利用	0	116	0	8	5	0	1	22	0	0	33	1	186
	授業支援	0	16	0	0	22	10	14	56	14	0	35	0	167
団体貸出	読書活動支援	1	36	0	1	212	0	0	18	100	400	22	50	840
合計		29	424	0	86	278	36	133	310	136	469	400	61	2362

<中学校>

		春日	春日東	春日西	春日南	春日野	春日北	合計
学校便	個人利用	0	0	8	0	0	14	22
	授業支援	0	0	32	0	0	0	32
来館	個人利用	0	5	4	13	0	0	22
	授業支援	0	31	26	18	0	2	77
団体貸出	読書活動支援	144	0	96	44	0	0	284
合計		144	36	166	75	0	16	437

(11) 行政・議会支援サービス

行政及び議会の政策形成、市の抱える課題解決への支援を行うことを目的として、行政・議会支援サービスを行っています。

①情報提供

【市職員対象】

月1回程度「市民図書館活用のススメ」を全職員にメール送信(平成20年10月開始)

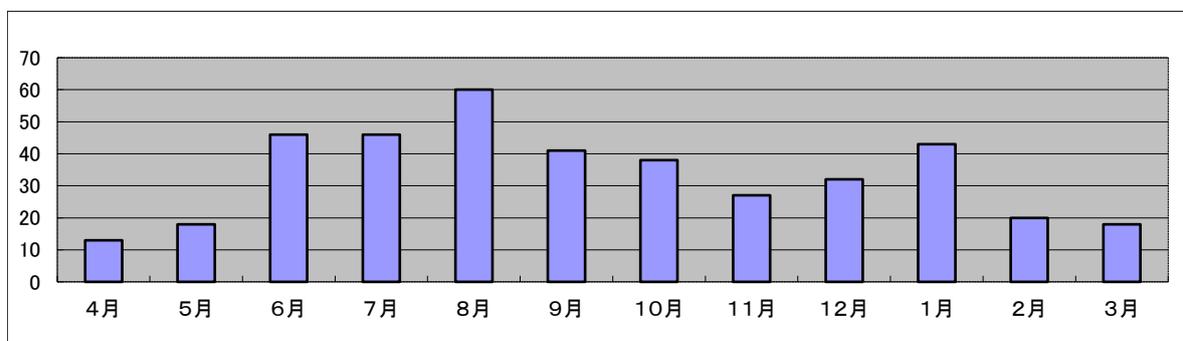
【三役・市議会議員対象】

年4回程度「行政・議会支援サービス通信」を発行(平成22年12月開始)

②業務に関する資料の貸出・・・最長30日間

③業務に関するしらべもの・・・図書・雑誌・新聞やデータベースなどを駆逐し、様々な情報を提供しています。

資料貸出													しらべもの 件数
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	
13	18	46	46	60	41	38	27	32	43	20	18	402	14



(12) 図書館サービス指数

		数値	県平均	全国平均
登録率 (市内登録者)	市内登録者数	31,816 人	28.38 %	37.08%
	人口	112,119 人		
市内登録者1人 当たり貸出冊数	貸出冊数(市内個人)	648,838 冊	20.39 冊	12.63
	登録者数	31,816 人		
蔵書回転率	貸出冊数(個人)	787,274 冊	2.35 回	1.77
	蔵書冊数	335,315 冊		
市民1人当たり 蔵書冊数	蔵書冊数	335,315 冊	2.99 冊	2.65
	人口	112,119 人		
市民1人当たり 資料購入費	資料購入費	16,330,000 円	145.65 円	178.47
	人口	112,119 人		
市民1人当たり 資料受入冊数	年間受入冊数	14,035 冊	0.13 冊	0.10
	人口	112,119 人		

※ 県・全国平均は「日本の図書館2015」から抜粋

人口(H28. 03. 31現在の春日市総人口)
112,119 人

11. 図書館主催事業(平成27年度)

(1)主催事業一覧

	事業名	期 日	参加者数	内 容	
子ども向け事業	おはなし会(0さい～)	第1・3水曜日	546 人	年齢別の定例おはなし会	
	おはなし会(1さい～)	第2・4水曜日	383 人		
	おはなし会(3さい～)	第2・4土曜日	323 人		
	おはなし会(6さい～)	第1・3土曜日	243 人		
	ファーストブック事業 (赤ちゃん絵本とわらべうた)	月2回金曜日	1,011 組	4か月児健診時に赤ちゃん絵本とわらべうたの紹介絵本を1冊プレゼント	
	おはなし広場	(春)	4月25日(土)	76 人	おはなし会 (秋は市文化祭に参加)
		(秋)	11月7日(日)	135 人	
	季節のおはなし会①	6月13日(土)	55 人	雨のきせつのおはなし会	
	夜ばなしの会	7月25日(土)	70 人	怖いおはなしを集めたおはなし会	
	季節のおはなし会②	10月3日(土)	33 人	秋のきせつのおはなし会	
	おはなし会スペシャル (夏休みおはなし会) (クリスマスおはなし会)	8月22日(土)	31 人	定例おはなし会(3さい～と6さい～)の 年2回の合体スペシャル	
		12月19日(土)	43 人		
	平和祈念展おはなし会	7月20日(月)	44 人		
	図書館探検隊	7月23日(木)	7 人	小学3～6年生対象の図書館探検 本の装備・貸出業務体験など	
7月28日(火)		7 人			
8月31日(金)		7 人			
8月6日(木)		7 人			
8月18日(火)		8 人			
小学生読書リーダー養成講座	7月22日(水)	31 人	各小学校から数名、読書リーダーを選出。 4日間図書館で読み聞かせやポップづくり(本の紹介)の 方法を学び学校に戻り読書普及活動を行う。		
	7月29日(水)	31 人			
	7月30日(木)	31 人			
	8月4日(火)	31 人			
講座等	おはなしボランティア講座 ー初心者コースー	5月14日(木)	64 人	おはなしボランティアの新人発掘・育成 全4回 第1回は公開講座として実施	
		5月21日(木)	31 人		
		6月4日(木)	27 人		
		6月11日(木)	26 人		
	おはなしボランティア講座 ー経験者コースー	9月10日(木)	25 人	おはなしボランティアの育成 全4回 テーマ「紙芝居をやってみよう」	
		9月17日(木)	21 人		
		10月1日(木)	19 人		
		10月8日(木)	21 人		
	子どもの本講座	7月16日(木)	18 人	会場:春日市民図書館、対象:学校読書ボランティア会員	
		10月15日(木)	45 人	会場:春日小学校、対象:1年生の保護者	
		11月4日(水)	31 人	会場:白水池公民館、対象:乳幼児の保護者	
		12月3日(木)	18 人	会場:春日市民図書館、対象:学校読書ボランティア会員	
		1月19日(火)	40 人	会場:すくすくプラザ、対象:乳幼児の保護者	
		1月29日(金)	53 人	会場:あいあい保育園、対象:保育所入所児童の保護者	
2月2日(火)	32 人	会場:サン・ビオ地区公民館、対象:乳幼児の保護者			
第11回春日市小学校 読書ボランティア交流会	9月18日(金)	131 人	小学校の読書ボランティアの方のための情報交換会 講演会及び分科会		

	事業名	期 日	参加者数	内 容
講座等	健康講座	2月3日(水)	50人	福岡徳洲会病院共催 「さいごまで”生きる”～終末期を考える～」
	郷土史講座	3月20日(日)	22人	文化財課共催「復興支援で見た東北の文化財」
イベント的 事業	日色ともゑ 朗読会	11月7日(土)	210人	おはなしと朗読「いのちを読む」 「葉っぱのフレディ」ほか
	夜の図書館	11月15日(日)	701人	あんどん点灯、ビブリオバトル、ピアノと弦の調べ デジタルで聴く明治・大正・昭和の音、図書館20年の歩み
	知的書評合戦ビブリオバトル	5月10日(日)	23人	ひとり5分間で本の魅力を紹介し、 最後にみんなで「どの本を一番読みたくなったか」で 「チャンプ本」を決める。
		8月9日(日)	25人	
		11月15日(日)	27人	
		2月14日(日)	19人	
	朝活のススメ	7月21日～ 8月21日	20人	期間中の平日に開催(9:00～10:00) ラジオ体操後＋書架整理
	図書館バックヤードツアー	5月、8月、11月、1月、3月	61人	どなたでも参加可。図書館の裏側探検
	クラシカル映画会	毎月第3木曜日	498人	ミニホールにて昔の名画の上映
たんぼぼ号スポット運行 (環境フェア) (いきいきフェスタ)	10月18日(日)		移動図書館車の1日運行と絵本の読み聞かせ等 貸出(20冊)、おはなし会(30人) 貸出(170冊)、おはなし会(45人)	
	10月25日(日)			
その他	図書館見学	6月、9月、10月、1月	384人	春日南小、春日北小、須玖小、大谷小
	職場体験	9月、10月、1月、2月、3月	30人	春日中、春日東中、春日南中、春日西中、春日野中、春日北中、教育支援センター
	障がい者就業実習	2月	4人	障害者就業・生活支援センターちくし
	インターンシップ	6月、9月、2月	6人	大学生、高校生
	他館等視察	5月、11月	27人	筑紫地区図書部会、うきは市
	講師派遣	4月、1月	39人	かすがぼるーんクラブおはなし会、春日未来工房
特別整理期間			2月22日(月)～2月29日(月)	
筑紫地区図書館マナーアップキャンペーン			10月27日(火)～11月9日(月)	

平成7年に開館した春日市民図書館。多くの方に支えられ、20周年を迎えることができました。これからもいつまでもあなたと本をつなげる図書館であり続けま

3月1日、3代目たんぼぼ号の発進式を行いました。これからもたくさんのお本と夢を乗せてみなさんに本をお届けします。また2代目たんぼぼ号は南アフリカで移動図書館車として活躍することとなりました。鮮やかな黄色はアフリカの大地に輝くことでしょう。



12. 情報提供サービス（平成27年度）

(1) 特設コーナー

くらしの情報や春日の今と昔に関するさまざまな特設コーナーを設け、生活に密着した情報を提供しています。

- ・しごと情報コーナー
- ・子育て情報コーナー
- ・まごころ(福祉)情報コーナー
- ・医療健康情報コーナー
- ・まちづくり情報コーナー
- ・かすが情報コーナー
- ・奴国コーナー

(2) 特集テーマ

館内では、メインカウンター前、情報コーナー、児童・YAコーナーほかで特集を行いました。

月	メインカウンター前	メインカウンター前(時事特集)	情報コーナーほか
4月	新生活が始まるあなたへ 本屋大賞決定	日本とアメリカ	春日市について
5月	考えよう、依存のこと 新着AV資料	自衛隊と安全保障	かすが市民懇話会
6月	日韓国交正常化50年 梅の季節になりました		環境について
7月	日本再発見の旅 芥川・直木賞候補作発表	安全保障関連法を考える 戦後70年語り継がれる戦争体験 追悼 鶴見俊輔	同和問題啓発強調月間
8月	夏！ 飛行機事故に学ぶ	高校野球100年	電気使用安全月間
9月	安全運転を心がけよう	天変地異	動物愛護週間
10月	日ブラジル国交樹立120年 ノーベル賞	日本人2名ノーベル賞受賞 日本の人口 福岡の野球	麻薬・覚せい剤乱用防止運動
11月	図書館の本	追悼 佐木隆三 ミャンマーを知る パリ、同時多発テロ	女性に対する暴力をなくす運動
12月	年賀状をおくろう！ クリスマスソング特集 おせち料理	追悼 水木しげる 2015年の話題 追悼 杉本章子 追悼 野坂昭如	世界人権デー
1月	日本の文化を読み直そう 直木・芥川・本屋大賞	日韓問題 北朝鮮という国 太陽系に第9惑星存在？ 日比国交正常化60年	防災とボランティア
2月	自分の体のことを知る 新しい大活字本が入りました 直木・芥川・本屋大賞	銀行のしくみ 北朝鮮ミサイル発射通告と国防 国債が初のマイナス金利 北朝鮮、拉致調査前面中止	北方領土を考える
3月	こころの健康を考える 北海道新幹線3/26開業	追悼 夏樹静子 ベルギー連続テロ	東日本大震災 あの日から5年

児童・ヤングアダルトコーナー				
月	絵本	よみもの・分類	YA	特集
4月	少年の心	映画化 パディントン	部活動何をしようかな？	デビュー45周年 角野栄子
5月			動物と人間	
6月	あめあめふれふれ	ふたり組	ファンタジーの世界へ	きつねきつねきつねが 通る
7月	なつをつかまえて	戦争終了70周年	和楽器に親しむ	夏休みお助け隊 工作・自由研究の本 調べる学習コンクール展示
8月			戦争と平和の本	
9月	あたらしいともだち	絵のなかの本 本のなかの絵	アニメ・イラストを 楽しむ	おつきさま
10月	「みんなに愛され続けた 本の世界へ！」長く読み つがれてきた本 ～絵本編～	「みんなに愛され続けた 本の世界へ！」長く 読みつがれてきた本 ～読み聞かせにおす すめな絵本編～	秋の夜長にSF小 説を読もう	「みんなに愛され続けた 本の世界へ！」長く読み つがれてきた本 ～読み物編～
11月			YAシリーズを読み進めよう	
12月	クリスマスのえほん	クリスマスのよみもの	中学生におすすめの本	水木しげるの本
1月	さるの絵本	数字にまつわる本	料理に挑戦！	スポーツの本
2月	井上ようすけさんありがとう	たまごの本	絵本を読みましょう	お料理しましょう
3月	春をさがそう	かわる かわるよ なにがかわるの？	理科・科学を楽しもう	ピクニックに行こう！



13. ボランティア活動(平成27年度)

●春日市子ども文庫・読書サークル連絡会

昭和49年に連絡協議会準備委員会が発足、昭和50年、市内3つの読書会が集まり「春日市母と子の読書会連絡協議会」が設立されました。最盛時には10団体300名近くの会員を有し、読書や野外活動を通して子どもの健全育成や読書普及活動に努めました。

その後、昭和59年に「春日市親と子の読書会連絡協議会」と名称が変わり、活動は継続されましたが、女性の社会参加や少子化現象により、読書団体も急激に減り、その対応が課題となりました。このような折、親と子の読書会を基礎として、これまでと違った発想で子ども文庫や読書サークル間の交流を深化させ、読書を中心とした親子のふれあいや地域の子どもの文化を向上させることを目的に、平成9年5月、13団体250名余りの会員を有する「春日市子ども文庫・読書サークル連絡会」が発足し活動を続けています。

役員

会 長	福永 登美恵	
副 会 長	岡 泉	山下 芽衣
書 記	山本 直美	羽地 亜希子
会 計	森崎 いずみ	
会計監査	佐藤 佳子	久保 京子

団体名および活動内容

名称	活動場所	活動時間と内容
育自サークル モモ	下白水南公民館	毎週木曜日 10:00~12:00 未就園児対象 おはなし会、わらべ歌あそび、親子あそび
エルマー絵本を楽しむ会	エルマー書店2階	第4金曜日 10:30~12:00 絵本の紹介と読み聞かせ
エルマー語りの会	エルマー書店2階	第3月曜日 10:30~12:30 定例会 春日市周辺の小学校・保育所などに読書ボランティアとしておはなしを届ける
エルマーよみ聞かせ会	エルマー書店2階	第4土曜日 14:30~15:10 読み聞かせなど
おはなしはらっぱ	春日市民図書館	第1火曜日 10:30~13:00 定例会(読み聞かせの実習など) 図書館主催の年齢別おはなし会(水曜日・土曜日) 年2回の季節のおはなし会等に出演
紙芝居文化の会	エルマー書店2階	年に数回の学習会 紙芝居の魅力を子どもたちに届ける 紙芝居の依頼があれば行なう
きりん文庫	サン・ビオ公民館	おはなしの勉強会 わらべうたとえほんの会 (0歳:第2金曜日10:30~)・(1~3歳:第4木曜日10:30~)
くれよん	須玖南公民館	第3水曜日 0・1・2歳のためのおはなし会
しゃぼんだま	光町児童センター	第2金曜日 10:00~12:00 定例会。 児童センター4館、育児サークルなどでのおはなし会
すくすくクラブ	須玖小学校	週1回 朝の読み聞かせ 月1回 昼の読み聞かせ
ちやいるどリーむ	泉公民館	第3木曜日11:00~11:40 乳児から未就園児を対象に、手遊びなどを交えながら、絵本の読み聞かせなど
布の絵本 コスモスの会	春日市民図書館	布絵本・エプロンシアター・おはなしの小道具等の制作
のはらクラブ	サン・ビオ公民館	第1・3木曜日 15:00~17:00 本の貸出、本選びの相談、読み聞かせ、伝承遊び

平成27年度活動報告

- 4月 25日(土)子どもの読書週間記念事業
おはなし広場 春 (図書館事業)
- 4月 28日(火)第19回総会
実践報告会
- 6月 11日(木)代表者会
- 7月 13日(月)マタニティー学習会 講師：徳永明子氏
- 7月 26日(土)夜ばなしの会 夏 (図書館事業)
- 9月 15日(火)視察 みやま市立図書館
- 11月 5日(木)代表者会
- 11月 7日(土)読書週間記念事業
おはなし広場 秋 (図書館事業)
- 11月 11日(水)人権学習会 講師：前園敦子
- 12月 19日(土)クリスマスおはなし会 (図書館事業)
- 2月 4日(木)代表者会
- 3月 8日(火)赤ちゃん文庫学習会 講師：きりん文庫 わらべうたと絵本の会

《文庫連 その他の参加協力事業》

4か月健診時の絵本の紹介	月2回	計24回
マタニティークラスへの絵本紹介	隔月1回	計6回
おはなしボランティア講座		計8回

第11回小学校ボランティア交流会 9月18日(金)
講師：齊藤 惇夫氏

夜の図書館 11月15日(日)

福岡「子どもの本」関連団体連絡協議会 福岡南地区交流会
2月18日



14. 所蔵雑誌・新聞リスト

あ

寄贈 I.B(アイビー)
AERA
アサヒカメラ
明日の友
an'an

い

いきいき
囲碁未来
一枚の繪
田舎暮らしの本★
English Express

う

歌の手帖
美しいキモノ★

え

栄養と料理★
寄贈 ACe建築業界
ESSE★
edu★
園芸ガイド★

お

おそいはやいひくいたかい★
男の隠れ家★
オートバイ
おはなしチャイルド
おりがみ 月刊
オール讀物
オレンジページ★
音楽の友

か

CAR AND DRIVER★
会社四季報
休刊 外戸本
かがくのとも 月刊
かぞくのじかん★
家庭画報

き

キネマ旬報
きょうの健康 NHK
きょうの料理 NHK

く

ku:nel
暮しの手帖★
CLASSY
Clara
COURRIER Japon(クーリエ ジャパン)
クリム
CREA(クレア)★
クロワッサン★

け

芸術新潮
毛糸だま
剣道日本

こ

航空ファン
考古学 季刊
子づれDECHA・CHA・CHA! ★
こどもとしよかん
こどものとも
こどものとも 0・1・2
こどものとも 年少版
こどものとも 年中向き
こどもの本
休刊 こどもブティックCUCITO
この本読んで
Cobalt (コバルト)
ゴルフダイジェスト

さ

財界九州
サッカーマガジン ZONE
サライ★
サンキュ! ★
サンデー毎日

し

JR時刻表
シティ情報ふくおか★
JAZZ JAPAN
じゃらん 九州発★
週刊朝日
週刊エコノミスト
週刊新潮
週刊ダイヤモンド
週刊つりニュース
週刊東洋経済
週刊文春
週刊ベースボール
ジュニアエラ
趣味の園芸 (NHK)★
ジュリスト
将棋世界
小説現代
小説新潮
消費と生活
シヨパン
新建築
新潮

す

SCREEN
休刊 スッカラ
すてきにハンドメイド NHK
STORY
SUMAI no SEKKEI
住む。★
相撲

せ

正論
世界
ゼクシィ

そ

月刊ソングス

<p>た</p> <p>TIME(英語) DIME ダイヤモンドZai たくさんのふしぎ 月刊 卓球王国 ダ・ヴィンチ 旅の手帖 たまごクラブ★ 短歌 dancyu</p>	<p>に</p> <p>寄贈 西日本文化 日経WOMAN 日経会社情報 日経TRENDY 日経パソコン 日経PC21 日経ビジネス 日経Health(ヘルス) 日経マネー★ NEWSWEEK 日本版 NEWSがわかる Newton(ニュートン)</p>	<p>ふ</p> <p>FIGARO japon 体刊 FEMALE(フィーメール) 福岡ウォーカー★ 婦人公論 婦人之友 武道 PLUS1LIVING★ BRUTUS プレジデント プレジデントファミリー 文學界 文藝 文藝春秋</p>	<p>や</p> <p>やさいの時間 NHK 山と溪谷</p>																						
<p>ち</p> <p>寄贈 地域づくり ちいさいおおきいよわいつよい ちいさなかがくのとも チャイルドブック・アップル 中央公論 CHANTO★</p>	<p>の</p> <p>のらのら non・no</p>	<p>へ</p> <p>Better Care VERY★ PEN</p>	<p>ら</p> <p>寄贈 LA MER(ラ・メール) ランナーズ</p>																						
<p>て</p> <p>体刊 デジキャパ! 鉄道ファン テニスマガジン 天文ガイド</p>	<p>は</p> <p>俳句 俳句界 BiCYCLE CLUB 寄贈 ハウジングトリビューン はかた 月刊 HERS(ハーズ) 花時間 母の友 バンドジャーナル</p>	<p>ま</p> <p>寄贈 まちむら Mac Fan★ 寄贈 MAMOR(マモル) 丸</p>	<p>り</p> <p>LEE★</p>																						
<p>と</p> <p>ドゥーパ 特選街 図書館雑誌 図書館の学校</p>	<p>ひ</p> <p>ピアノ 月刊 PHP★ PHP のびのび子育て★ BE-PAL ひよこクラブ★</p>	<p>め</p> <p>MEN'S EX MEN'S NON-NO 体刊 melon プライダル情報誌</p>	<p>れ</p> <p>歴史街道 レディブティック</p>																						
<p>な</p> <p>NUMBER (SPORTS GRAPHIC)</p>		<p>も</p> <p>MORE★ MOE もこちゃんチャイルド モダンリビング</p>	<p>わ</p> <p>私のカントリー★</p>																						
			<table border="1"> <tbody> <tr><td>西日本新聞</td></tr> <tr><td>朝日新聞</td></tr> <tr><td>毎日新聞</td></tr> <tr><td>読売新聞</td></tr> <tr><td>産経新聞</td></tr> <tr><td>日本経済新聞</td></tr> <tr><td>日刊工業新聞</td></tr> <tr><td>日経産業新聞</td></tr> <tr><td>日経流通新聞</td></tr> <tr><td>株式新聞</td></tr> <tr><td>西日本スポーツ</td></tr> <tr><td>THE JAPAN TIMES</td></tr> <tr><td>自由民主</td></tr> <tr><td>社会新報</td></tr> <tr><td>民進</td></tr> <tr><td>公明新聞</td></tr> <tr><td>赤旗</td></tr> <tr><td>西日本僑報</td></tr> <tr><td>よみうりこどもしんぶん</td></tr> <tr><td>週刊つりニュース</td></tr> <tr><td>福島民報</td></tr> <tr><td>福島民友</td></tr> </tbody> </table>	西日本新聞	朝日新聞	毎日新聞	読売新聞	産経新聞	日本経済新聞	日刊工業新聞	日経産業新聞	日経流通新聞	株式新聞	西日本スポーツ	THE JAPAN TIMES	自由民主	社会新報	民進	公明新聞	赤旗	西日本僑報	よみうりこどもしんぶん	週刊つりニュース	福島民報	福島民友
西日本新聞																									
朝日新聞																									
毎日新聞																									
読売新聞																									
産経新聞																									
日本経済新聞																									
日刊工業新聞																									
日経産業新聞																									
日経流通新聞																									
株式新聞																									
西日本スポーツ																									
THE JAPAN TIMES																									
自由民主																									
社会新報																									
民進																									
公明新聞																									
赤旗																									
西日本僑報																									
よみうりこどもしんぶん																									
週刊つりニュース																									
福島民報																									
福島民友																									

15. 条例・規則

(1) 春日市ふれあい文化センター設置条例

(平成6年9月26日条例第15号)

第1章 総則

(設置)

第1条 市民の文化活動及び生涯学習の振興を図るため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2及び図書館法(昭和25年法律第118号。以下「法」という。)第10条の規定に基づき、春日市ふれあい文化センター(以下「文化センター」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第2条 文化センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 春日市ふれあい文化センター

位置 春日市大谷6丁目24番地

(施設)

第3条 文化センターは、次に掲げる施設で構成する。

- (1) 文化・学習施設
- (2) 中央コミュニティ供用施設
- (3) 市民図書館

第2章 文化施設

(使用の許可)

第4条 文化・学習施設及び中央コミュニティ供用施設(以下「文化施設」という。)を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 市長は、前項の許可をする場合において、文化施設の管理上必要があると認めるときは、条件を付すことができる。

(使用許可の制限)

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、文化施設の使用を許可しないことができる。

- (1) 公の秩序を乱し、善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 施設又は附属設備を破損し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。

(3) 春日市暴力団排除条例(平成22年条例第2号)第2条第1号に規定する暴力団を利することとなると認められるとき。

(4) その他文化施設の管理上支障があると認められるとき。

(目的外使用及び使用権の譲渡等の禁止)

第6条 使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、使用許可を受けた目的以外に文化施設を使用し、又は使用の権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(使用許可の取消し等)

第7条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可を取り消し、又は停止し、若しくは条件を変更することができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 使用許可の条件に違反したとき。
- (3) 虚偽その他不正の手段により使用許可を受けたとき。
- (4) 第5条各号のいずれかに該当するとき。

(使用料)

第8条 使用者は、別表に定める額の使用料を納付しなければならない。

2 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるものについては、還付することができる。

(使用料の減免)

第9条 市長は、特に必要があると認めるときは、使用料の全部又は一部を免除することができる。

第3章 市民図書館

(事業)

第10条 市民図書館は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 図書、記録、市政資料、郷土資料、逐次刊行物その他必要な資料(以下「図書館資料」という。)を収集し、分類し、排列し、及びその目録を整備すること。
- (2) 図書館資料を市民の利用に供し、及びその利用のための相談に応ずること。
- (3) 移動図書館の運営に関すること。
- (4) 読書会、研究会、講習会、展示会等を開催し、及びその奨励を行うこと。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、図書館活動の推進に関すること。

(図書館協議会)

第11条 法第14条の規定により、春日市図書館協議会(以下「協議会」という。)を置く。

- 2 協議会の委員(以下「委員」という。)の定数は、10人以内とする。
- 3 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が任命する。
 - (1) 学校教育の関係者
 - (2) 社会教育の関係者
 - (3) 家庭教育の向上に資する活動を行う者
 - (4) 学識経験のある者
 - (5) その他教育委員会が必要と認める者
- 5 前各項に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

第4章 雑則

(利用の制限)

第12条 市長又は教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、文化センターへの入場を拒み、又は退場を命ずることができる。

- (1) 公の秩序を乱し、善良な風俗を害するおそれがあると認められる者
- (2) 他人に危害を及ぼし、若しくは他人に迷惑をかけるおそれのある物品又は動物類を携行する者
- (3) 職員の指示に従わない者
- (4) その他管理運営上支障があると認められる者

(損害賠償)

第13条 使用者その他の利用者が、その責めに帰すべき事由により文化センターの施設又は附属設備を破損し、又は滅失させたときは、これを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。ただし、市民図書館に係るものにあつては、教育委員会規則で定める。

附 則 抄

この条例は、平成7年4月1日から施行する。ただし、第14条の規定は、公布の日から施行する。

附 則(平成6年12月20日条例第25号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の春日市ふれあい文化センター設置条例第14条の規定は、平成6年11月1日から適用する。

附 則(平成8年12月24日条例第21号) 抄

この条例は、平成9年4月1日から施行する。

附 則(平成10年3月25日条例第7号)

この条例は、平成10年4月1日から施行する。

附 則(平成13年9月21日条例第22号) 抄

この条例は、平成13年11月1日から施行する。

附 則(平成17年9月22日条例第14号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成20年9月17日条例第38号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成22年12月17日条例第31号) 抄

この条例は、平成23年2月1日から施行する。

ただし、次項の規定は、平成23年1月5日から施行する。

附 則(平成23年3月25日条例第11号) 抄

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成23年12月20日条例第35号) 抄

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成24年3月27日条例第6号)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成25年12月17日条例第40号) 抄

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月25日条例第15号) 抄

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(2)春日市民図書館管理運営規則

(平成22年1月28日教委規則第1号)

(趣旨)

第1条 この規則は、春日市ふれあい文化センター設置条例(平成6年条例第15号)第14条の規定に基づき、市民図書館(以下「図書館」という。)の管理運営に関して、必要な事項を定めるものとする。

(休館日及び開館時間)

第2条 図書館の休館日及び開館時間は、次の表に定めるとおりとする。

休館日	開館時間	
	始業の時刻	終業の時刻
(1) 毎週月曜日(その日が休日に当たるときは除く。)	午前10時から	午後6時まで
(2) 12月28日から翌年1月4日まで	(金曜日及び土曜日)	午前10時から午後8時まで
(3) 館内整理日(毎月最終木曜日。ただし、その日が休日に当たるときはその翌日)		
(4) 特別整理期間(毎年15日以内で教育委員会(以下「委員会」という。))が定める期間)		

備考 「休日」とは、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日という。

2 委員会は、特に必要があると認めるときは、休館日若しくは開館時間を変更し、又は臨時に休館日を指定することができる。

(利用者の遵守事項)

第3条 図書館を利用するもの(以下「利用者」という。)は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 所定の場所以外へ立ち入らないこと。
- (2) 施設又は設備若しくは図書館資料(以下「資料」という。)を破損し、又は汚損するおそれのある行為をしないこと。
- (3) 騒音又は大声を発する等他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (4) 飲食し、火気を使用し、又は喫煙をしないこと。
- (5) 委員会の承認を受けないで広告類を掲示し、若しくは配布し、又は物品の展示その他これらに類する行為をしないこと。
- (6) その他職員の指示に従うこと。

(職員)

第4条 図書館に館長その他の必要な職員を置く。(勤務時間等)

第5条 前条の職員の勤務時間は、休憩時間を除き1日につき7時間45分、4週間を超えない期間につき1週間当たり38時間45分となるよう割り振るものとする。

2 前項の規定により勤務時間が割り振られた日における始業の時刻及び終業の時刻並びに休憩時間は、次の表に定めるとおりとする。

勤務区分	勤務時間		休憩時間
	始業の時刻	終業の時刻	
A	午前8時30分	午後5時	午前11時から午後1時までの間において45分
B	午前10時	午後6時30分	正午から午後2時までの間において45分
C	正午	午後8時30分	午後2時から午後4時までの間において45分

3 委員会は、特に必要があると認めるときは、前2項の規定にかかわらず、勤務時間の割振り等を別に定めることができる。

4 委員会は、前3項の規定に基づき勤務時間の割振り等を定めたときは、あらかじめ職員に周知するものとする。業務の都合により、変更の必要が生じた場合も、また同様とする。

(館内利用)

第6条 利用者は、資料及び備品(以下「資料等」と総称する。)を館内の所定の場所で自由に利用することができる。ただし、委員会が利用を不適当と認める資料等については、この限りでない。

2 利用者は、資料のうち開架されていないもの及び備品を利用する場合は、職員にその旨を申し出なければならない。

(館外利用)

第7条 資料等のうち次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に掲げるものは、貸出しにより館外において利用することができる。

- (1) 個人 図書資料及び視聴覚資料
- (2) 団体 図書資料(雑誌を除く。)及びその他の資料並びに備品

2 前項の規定にかかわらず、委員会は、館外での

利用を不相当と認められた資料等については、貸出しを行わないものとする。

(館外利用をすることができるものの範囲)

第8条 前条第1項の規定による資料等の館外での利用(以下「館外利用」という。)をすることができる個人は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 次のいずれかに該当する者で第10条第2項に規定する個人登録を現に受けているもの

ア 春日市に住所を有する者

イ 春日市に通勤通学する者

ウ 図書館の施設の相互利用に関する協定を締結した市町の住民

エ その他委員会が特に必要があると認める者

(2) 次のいずれにも該当しない者

ア 資料の貸出しを受けている者で、当該資料につき次条に規定する館外利用の期間が満了する日(以下「返却期限」という。)から10日を経過してもなお当該資料を返却していないもの

イ 貸出しを受けた資料を返却期限から10日を経過した日以後に返却した者で、当該返却をした日を経過しないもの

ウ 第20条第2項の規定により館外利用を停止されている者

2 館外利用をすることができる団体は、次の各号のいずれにも該当する団体とする。

(1) 次のいずれかに該当する団体で第14条第2項に規定する団体登録を現に受けているもの

ア 次に掲げる要件のいずれにも該当する団体で委員会が適当と認めるもの

(ア) 教育又は生涯学習の振興を図ることを目的とする団体であること。

(イ) 営利を目的とする活動を行う団体でないこと。

(ウ) 主として市内で活動する団体で、市内に事務を行う場所を有し、原則として構成員が5人以上のものであること。

(エ) 館外利用に継続性があり、当該館外利用により、団体の活動上の効果が見込まれ、かつ、市民の読書活動の促進に寄与すると認められる団体であること。

イ その他委員会が特に必要があると認める団体

(2) 次のいずれにも該当しない団体

ア 資料等の貸出しを受けている団体で、その返却期限から10日を経過してもなお当該資料等を返却していないもの

イ 貸出しを受けた資料等を返却期限から10日を経過した日以後に返却した団体で、当該返却をした日を経過しないもの

ウ 第20条第2項の規定により館外利用を停止されている団体

(館外で利用できる資料等の数及び期間)

第9条 第7条第1項の規定により館外で利用することができる資料等の数(以下「貸出数」という。)及び期間(以下「貸出期間」という。)は、次の表に定めるとおりとする。

区分		個人	団体
図書資料	貸出数	10冊	100冊
	貸出期間	15日	30日
視聴覚資料	貸出数	3点	—
	貸出期間	15日	—
その他の資料	貸出数	—	3点
	貸出期間	—	8日
備品	貸出数	—	委員会が必要と認める点数
	貸出期間	—	8日

2 貸出期間は、資料等の貸出しを受けた日から起算するものとする。

3 個人の貸出期間は、当該期間内に申出をすることにより、1回に限り延長することができる。ただし、第22条の規定により予約された資料及び第23条の規定により相互貸借で借り受けた資料については、延長することができない。

4 前項の規定による延長の期間は、同項の申出をした日から起算して15日とする。

5 前各項の規定にかかわらず、委員会が必要と認めるときは、貸出数又は貸出期間を変更することができる。

(個人の館外利用の登録等)

第10条 館外利用をしようとする個人は、あらかじめ委員会に対し、運転免許証、健康保険の被保険者証、学生証その他の本人であることを確認することができる物(以下この項において「証明書」という。)を提示の上、春日市民図書館個人登録申請書(様式第1号。以下「個人登録申請

書」という。)を提出し、個人の館外利用の登録(以下「個人登録」という。)を申請しなければならない。この場合において、第8条第1項第1号イに該当する者(同条第1項第1号アに該当する者を除く。)は、その該当する事実を確認することができる物を証明書に併せて提示しなければならない。

- 2 委員会は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、第8条第1項第1号アからエまでに掲げる者に該当すると認めるときは、個人登録を行うとともに、春日市民図書館利用カード(以下「利用カード」という。)を交付しなければならない。
- 3 委員会は、前項の規定による審査の結果、個人登録をしないこととしたときは、その理由を付した書面により当該申請をした者に通知しなければならない。
- 4 個人登録の期間は、5年間とし、個人登録を受けた者(以下「登録者」という。)が館外利用をした時点で更新されるものとする。
- 5 登録者は、個人登録の期間中において自ら個人登録を廃止しようとするときは、その旨を委員会に申し出なければならない。
- 6 委員会は、前項の規定による申出があったとき、又は登録者が第8条第1項第1号アからエまでに掲げる者のいずれにも該当しないことが判明したときは、速やかに当該登録者に係る個人登録を廃止しなければならない。

(利用カードの有効期間等)

- 第11条 利用カードの有効期間は、3年間とする。
- 2 利用カードの有効期間を経過した登録者は、個人登録の期間中に限り、当該利用カードの有効期間を更新することができるものとする。
 - 3 登録者は、前項の規定により利用カードの有効期間を更新しようとするときは、前条第1項の規定に準じて個人登録申請書を委員会に提出するものとする。
 - 4 前項の場合において、委員会は、登録者のうち第8条第1項第1号アに掲げる者から利用カードの提示があり、かつ、公簿等によりその住所等が確認できるときは、当該登録者に係る個人登録申請書の提出を省略することができる。

(利用カードの紛失等)

第12条 登録者は、有効期間を経過していない利用カードを紛失し、又は汚損したときは、速やかに委員会に届け出なければならない。

- 2 紛失又は汚損により利用カードの再交付を受けようとする登録者は、第10条第1項の規定に準じて個人登録申請書を委員会に提出しなければならない。
- 3 前項の規定により利用カードの再交付を受ける登録者は、当該利用カードの実費を支払わなければならない。ただし、消耗等による場合は、この限りでない。

(登録者の遵守事項)

第13条 登録者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 館外利用をする資料を善良な管理者の注意をもって管理すること。
- (2) 館外利用をする資料を他人に貸与しないこと。
- (3) 第21条の規定により代理による手続を行う場合を除くほか、利用カードを他人に譲渡し、又は貸与しないこと。
- (4) その他館外利用に関する委員会の指示に従うこと。

(団体の館外利用の登録等)

第14条 館外利用をしようとする団体は、あらかじめ委員会に対し、春日市民図書館団体登録申請書(様式第2号。以下「団体登録申請書」という。)に団体の構成員の名簿、団体の活動状況、当該年度の団体の活動計画その他委員会が必要と認める書類を添えて委員会に提出し、団体の館外利用の登録(以下「団体登録」という。)を申請しなければならない。

- 2 委員会は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、第8条第2項第1号ア又はイに掲げる団体に該当すると認めるときは、団体登録を行うとともに、春日市民図書館団体登録決定通知書(様式第3号)を交付しなければならない。
- 3 委員会は、前項の審査の結果、団体登録をしないこととしたときは、その理由を付した書面により当該申請をした団体に通知しなければなら

ない。

- 4 団体登録の期間は、5年間とし、団体登録を受けた団体(以下「登録団体」という。)が館外利用をした時点で更新されるものとする。
- 5 登録団体は、第1項に規定する書類を毎年度の開始後速やかに委員会に提出しなければならない。ただし、委員会が提出の必要がないと認めるときは、この限りでない。
- 6 登録団体は、団体登録の期間中において自ら団体登録を廃止しようとするときは、その旨を委員会に申し出なければならない。
- 7 委員会は、前項の規定による申出があったときは、速やかに当該登録団体に係る団体登録を廃止しなければならない。

(登録団体の遵守事項)

第15条 登録団体は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 館外利用をする資料等を善良な管理者の注意をもって管理すること。
- (2) 館外利用をする資料等を第三者に貸与し、又は館外利用をした目的以外に使用しないこと。
- (3) その他館外利用に関する委員会の指示に従うこと。

(記載事項の変更の届出)

第16条 登録者及び登録団体は、個人登録申請書又は団体登録申請書に記載した事項に変更があったときは、登録者にあつては個人登録申請書により、登録団体にあつては春日市民図書館団体登録変更届出書(様式第4号)により、速やかに委員会に届け出なければならない。

(登録抹消及び再登録の制限)

第17条 委員会は、登録者又は登録団体が次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、速やかにその個人登録又は団体登録の抹消(以下「登録抹消」という。)を行うとともに、登録抹消をした日から当該各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める期間を経過する日までの間(以下「再登録停止期間」という。)は、その再登録を行わないものとする。ただし、委員会は、当該各号に掲げる場合においてやむを得ない事情があると認めるときは、登録抹消をしないことができる。

- (1) 返却期限から2年を経過してもなお、資料等を返却しなかった場合 資料等を返却した日から60日を経過する日までの間
 - (2) 偽りその他不正な手続により個人登録又は団体登録を受けた場合 1年
 - (3) 第13条又は第15条に掲げる事項を遵守しなかった場合その他の場合で、委員会が図書館の利用の公平性、秩序の維持等のために特に必要があると認めるとき 委員会が必要と認める期間
- 2 委員会は、前項第1号の規定により登録抹消をしようとする場合にあっては春日市民図書館登録抹消等予告通知書(様式第5号)により、前項第3号の規定により登録抹消をしようとする場合で必要があると認めるときにあってはその理由を付した予告通知書により、あらかじめ登録者又は登録団体に通知するものとする。

- 3 委員会は、第1項の規定により登録抹消をするときは、春日市民図書館登録抹消等通知書(様式第6号)を登録者又は登録団体に交付するものとする。
- 4 委員会は、第1項第1号の規定により登録抹消をされたものが資料等を返却したときは、春日市民図書館再登録停止期間通知書(様式第7号)により、再登録停止期間を通知するものとする。
- 5 第1項の規定により登録抹消をされたもので再登録停止期間を経過したものは、館外利用の再登録の申請をすることができる。
- 6 前項の再登録の申請は、個人にあつては第10条の規定を、団体にあつては第14条の規定をそれぞれ準用する。この場合において、第10条中「春日市民図書館個人登録申請書(様式第1号。以下「個人登録申請書」という。)」とあるのは「春日市民図書館個人再登録申請書(様式第8号)」とし、第14条中「春日市民図書館団体登録申請書(様式第2号。以下「団体登録申請書」という。)」とあるのは「春日市民図書館団体再登録申請書(様式第9号)」とする。

(館外利用の申出等)

第18条 登録者又は登録団体が館外利用をするときは、委員会に対し、その旨を申し出なければならない。この場合において、登録者は利用力

ードを提示しなければならない。

- 2 登録者は、前項に規定する場合において、利用カードを携帯していないときは、春日市民図書館利用カード忘失利用届(様式第10号)を委員会に提出することによって、利用カードの提示に代えることができる。
- 3 委員会は、第1項の規定による申出があったときは、登録者本人又は登録団体の構成員であることを確認の上、当該申出をしたものに資料等を貸し出すことができる。

(資料等の返却)

- 第19条 登録者は、返却期限までに図書館又は第24条に規定する移動図書館の窓口に出しを受けた資料を返却しなければならない。ただし、休館日又は閉館時間においては、委員会が設置する返却ポストへ投入することにより返却することができるものとする。
- 2 登録団体は、返却期限までに図書館の窓口に出しを受けた資料等を返却しなければならない。
 - 3 前2項に規定する返却の手続は、職員がその事実を確認した時点において完了するものとする。

(返却期限経過後の返却に対する措置等)

- 第20条 返却期限を経過してもなお登録者又は登録団体が資料等を返却しないときは、委員会は当該資料等の返却を催告するものとする。
- 2 委員会は、返却期限を経過して資料等を返却した登録者又は登録団体のうち返却期限から60日を経過した日以後に返却したものに対し、当該返却した日から60日を経過する日までの間、当該登録者又は登録団体の館外利用を停止するものとする。ただし、委員会が返却の遅延に関しやむを得ない事情があると認めるときは、この限りでない。
 - 3 委員会は、前項の規定により館外利用を停止するときは、春日市民図書館館外利用停止通知書(様式第11号)により、当該登録者又は登録団体に通知するものとする。

(代理による手続等)

- 第21条 委員会は、次に掲げる事情があると認める者(第8条第1項第1号アに掲げる者に限る。)に対し、第18条第1項に規定する館外利用の申出その他の館外利用に係る手続を当該手続に係

る本人と同居する者その他委員会が認める者の代理により行わせることができる。

- (1) 長期療養又は入院中であり、来館が困難であること。
 - (2) 身体に障害があり、来館が困難であること。
 - (3) その他代理による手続が必要であると認められること。
- 2 代理により手続を行おうとする者(以下「代理申請者」という。)は、春日市民図書館代理手続承認申請書(様式第12号。以下「代理申請書」という。)に代理を必要とする理由を確認できる書類その他委員会が必要と認める書類を添付して、委員会に提出しなければならない。
 - 3 委員会は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、代理申請者に春日市民図書館代理手続承認通知書(様式第13号。以下「代理承認通知書」という。)を交付するものとする。
 - 4 委員会は、前項の規定による審査の結果、代理による手続を承認しないときは、その理由を付して、書面により代理申請者に通知しなければならない。
 - 5 代理の期間は、代理承認通知書を交付した日の属する年度の末日を限度とする。
 - 6 第3項の規定により承認を受けた代理申請者(以下「代理承認者」という。)又は当該承認によりその館外利用に係る手続を代理で行う者(以下「代理者」という。)は、代理承認通知書及び代理承認者本人の利用カードを委員会に提示し、当該承認に係る登録(以下「代理登録」という。)を受けなければならない。この場合において、代理承認者が個人登録を事前に受けていないときは、併せて個人登録の申請を行うものとする。
 - 7 委員会は、前項の規定による提示を受けたときは、速やかに代理登録をするとともに、代理承認者本人の利用カードに代理登録を承認した旨を記載するものとする。
 - 8 代理者は、代理承認者の館外利用に係る手続を行うときは、当該代理承認者の利用カードを委員会に提示するものとする。
 - 9 代理承認者は、代理申請書に記載した事項に変

更が生じたときは、新たに第2項に規定する申請を行わなければならない。

(資料の予約等)

第22条 委員会は、既に他のものにより利用中である資料について、登録者からの当該資料に対する予約を、図書資料については10冊、視聴覚資料については1点を限度として受け付けることができる。

2 委員会は、図書館に所蔵していない資料について、登録者(第8条第1項第1号ア又はイに該当する者に限る。)が利用を希望するときは、次条の相互貸借その他の方法(以下「相互貸借等」という。)による当該資料に対する利用の申出を受け付けることができる。

3 委員会は、資料の返却、相互貸借等により予約等を受け付けた資料を利用できることとなったときは、当該資料を確保するとともに、当該予約等をした登録者に通知するものとする。

4 当該資料の受渡しの期限は、前項の通知の日から起算して8日以内とする。

(相互貸借及び特別貸出し)

第23条 委員会は、図書館法(昭和25年法律第118号)第3条第4号に規定する相互貸借及び公用又は調査研究等のための特別貸出しを行うことができる。

(移動図書館)

第24条 委員会は、移動図書館により、市内を巡回し、又は出張して図書館奉仕を提供するものとする。

2 移動図書館の運営に関し必要な事項については、委員会が別に定める。

(インターネット端末の設置)

第24条の2 委員会は、利用者の調査研究に資するために、インターネット端末を設置する。

2 インターネット端末の利用に関し必要な事項については、委員会が別に定める。

(資料の複製)

第25条 資料の複製は、著作権法(昭和45年法律第48号)第31条に規定する範囲内において、これを行うことができる。

2 前項の規定にかかわらず、委員会が複製を行うことが適当でないことを認められた資料については、複製を行わないものとする。

3 館内において資料の複製を希望する者は、図書館が所蔵する資料にあつては春日市民図書館資料複製申請書(様式第14号)に、第23条の規定により他の図書館等から借り受けた資料にあつては春日市民図書館借受資料複製申請書(様式第15号)に当該資料を添えて委員会に提出し、その承認を受けなければならない。

4 複製に要する費用は、当該複製の承認を受けた者の負担とする。

(資料等の紛失届)

第26条 利用者は、資料等を紛失し、又は破損したときは、春日市民図書館資料等(紛失・破損)届(様式第16号)により、直ちに委員会に届け出なければならない。

(損害賠償)

第27条 利用者は、資料等を紛失し、又は破損したときは、その損害を賠償しなければならない。

2 利用カードを登録者以外の者が使用したことによって市に損害が生じたときは、当該登録者は、当該損害を賠償する責任を負う。ただし、委員会がやむを得ない事情があると認めるときは、この限りでない。

3 資料等の紛失又は破損に伴う賠償は、当該資料等と同一の物(次項において「同一品」という。)を納入する方法で弁償することにより行うものとし、これにより難いときは、当該資料等と同種であつて、同等の内容を有し、かつ、その価格と均衡を失しないと委員会が認める物(次項において「代品」という。)を納入する方法又は相当の代価を市が指定する納付書により納入する方法で弁償することにより行うものとする。ただし、著作権法第38条第5項の規定に該当する視聴覚資料に係る賠償については、相当の代価を市が指定する納付書により納入する方法に限る。

4 委員会は、利用者が前項の規定に基づき、同一品又は代品を納入する方法で弁償を行ったときは、春日市民図書館資料等受領書(様式第17号)を交付しなければならない。

5 貸出しを受けた資料等を紛失し、又は破損した登録者又は登録団体が第3項の規定により弁償したときは、当該弁償を資料等の返却とみなして、第8条第1項第2号イ又は第2項第2号イ、

第 17 条第 1 項第 1 号及び第 20 条第 2 項の規定を適用する。

(弁償の免除)

第 28 条 委員会は、登録者又は登録団体(登録抹消をされたもの及び個人登録又は団体登録を廃止したものを含む。以下この条において同じ。)が天災、火災その他本人の責めに帰さない事由により貸出しを受けた資料等を紛失し、又は破損したときは、前条の規定による弁償を免除することができる。

- 2 前項の場合において、登録者又は登録団体は、春日市民図書館資料等弁償免除申請書(様式第 18 号)を委員会に提出しなければならない。
- 3 委員会は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、弁償の免除を決定するとともに、春日市民図書館資料等弁償免除決定通知書(様式第 19 号)を交付しなければならない。
- 4 委員会は、前項の審査の結果、弁償の免除をしないこととしたときは、その理由を付した書面により当該申請をした登録者又は登録団体に通知しなければならない。
- 5 貸出しを受けた資料等を紛失し、又は破損した登録者又は登録団体が前項の決定を受けたときは、当該決定を資料等の返却とみなして、第 8 条第 1 項第 2 号イ又は第 2 項第 2 号イ、第 17 条第 1 項第 1 号及び第 20 条第 2 項の規定を適用する。

(図書等の寄贈)

- 第 29 条 委員会は、図書館において図書等の寄贈を受け付けることができる。
- 2 図書館に図書等を寄贈しようとする者(以下「寄贈者」という。)は、春日市民図書館図書等寄贈申出書(様式第 20 号。以下この項において「寄贈申出書」という。)を委員会に提出するものとする。ただし、委員会が認めるときは、寄贈申出書の提出を省略することができる。
 - 3 委員会は、寄贈者の希望により、春日市民図書館図書等受贈証(様式第 21 号)を寄贈者に交付することができる。
 - 4 委員会は、前項の規定により図書等の寄贈の申出があった場合において、図書館の蔵書の構成

等から判断して必要があると認めるときは、当該図書等を資料等として登録するものとする。

- 5 寄贈に要する経費は、原則として寄贈者の負担とする。

(図書等の寄託)

第 30 条 委員会は、図書館において図書等の寄託を受け付けることができる。

- 2 図書館に図書等を寄託しようとする者(以下「寄託者」という。)は、春日市民図書館図書等寄託申出書(様式第 22 号)を委員会に提出するものとする。
- 3 委員会は、寄託者に対し春日市民図書館図書等受託証(様式第 23 号)を交付するものとする。
- 4 寄託された図書等の取扱いは、図書館に所蔵する資料等の取扱いの例による。
- 5 寄託された図書等は、寄託者から請求があったとき、又は委員会が必要と認めるときは、これを返還することができる。
- 6 寄託に要する経費は、原則として寄託者の負担とする。
- 7 委員会は、寄託された図書等が天災地変その他やむを得ない事由により紛失し、又は破損したときは、その責を負わないものとする。

(委任)

第 31 条 この規則に定めるもののほか、図書館の管理運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則 抄

この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 22 年 3 月 30 日教委規則第 8 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 23 年 2 月 2 日教委規則第 2 号)

この規則は、平成 23 年 3 月 1 日から施行する。

附 則(平成 26 年 12 月 26 日教委規則第 7 号)

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第 9 条の改正規定及び第 24 条の次に 1 条を加える改正規定は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 28 年 2 月 29 日教委規則第 6 号)

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

(3)春日市図書館協議会規則

(平成7年3月1日教委規則第2号)

(趣旨)

第1条 この規則は、春日市ふれあい文化センター設置条例(平成6年条例第15号。以下「条例」という。)第11条第5項の規定に基づき、春日市図書館協議会(以下「協議会」という。)の所掌事務及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 協議会は、図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べるものとする。

(会長及び副会長)

第3条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 会議は、会長が招集する。

2 協議会は、委員の過半数の出席をもって成立する。

3 会議の議長は、会長が務める。

4 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第5条 協議会の庶務は、春日市民図書館において処理する。

(補足)

第6条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則(平成12年3月31日教委規則第5号)抄

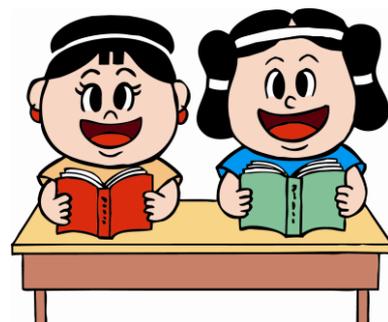
この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成20年9月26日教委規則第17号)抄

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年3月30日教委規則第3号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。



(4)春日市子ども読書活動推進連絡会設置要綱

(平成21年12月1日教委告示第14号)

(設置目的)

第1条 子どもの読書活動の推進に関する法律(平成13年法律第154号)第4条の規定に基づき、春日市における子どもの読書活動を推進するため、春日市子ども読書活動推進連絡会(以下「連絡会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 連絡会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 春日市子ども読書活動推進計画の進行管理に関すること。
- (2) 子どもの読書活動に係る調査研究に関すること。
- (3) その他春日市における子どもの読書活動の推進に関すること。

(委員)

第3条 連絡会の委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が選出し、依頼する。

- (1) 教育部教務課職員
- (2) 教育部学校教育課職員
- (3) 地域生活部地域づくり課職員
- (4) 健康推進部健康スポーツ課職員
- (5) 春日市立小学校司書教諭
- (6) 春日市立中学校司書教諭
- (7) 春日市立小学校学校司書
- (8) 春日市立中学校学校司書
- (9) 春日市内に所在する幼稚園の教諭
- (10) 春日市立保育所保育士
- (11) 春日市子ども文庫・読書サークル連絡会会員
- (12) 春日市立学校において学校読書ボランティアに携わる者
- (13) その他教育委員会が必要と認める者

2 委員は、市の非常勤特別職職員としての身分を有しないものとする。

(依頼期間)

第4条 委員の依頼期間は、5年以内とする。ただし、依頼期間中であっても、必要があるときは、教育委員会は依頼を解くことができるものとする。

(会長及び副会長)

第5条 連絡会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 連絡会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

(庶務)

第7条 連絡会の庶務は、教育部社会教育課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、連絡会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(平成28年2月29日教委告示第2号)

この告示は、平成28年4月1日から施行する。



交通機関

交通機関最寄り駅	系統	下車
コミュニティバス「やよい」	全て	終点ふれあい文化センター
西鉄春日原駅・JR春日駅	西鉄バス 1、2 番	「ちくし台」
西鉄井尻駅・JR南福岡駅	西鉄バス 45 番	「小倉」
西鉄大橋駅	西鉄バス 42 番	「一の谷 1 丁目」
JR 新幹線博多南駅	西鉄バス 2 番	「ちくし台」

P 駐車場有

図書館要覧

平成 28 年度

発行 平成 28 年 7 月

編集・発行 春日市民図書館

〒816-0831 春日市大谷 6 丁目 2 4 番地

TEL (092)584-4646 Fax (092)584-3900

ホームページ <http://www.library.city.kasuga.fukuoka.jp>

春日市民図書館キャッチフレーズ

未来にホン気！

(平成23年度公募最優秀入選作品:春日野中学校 廣岡由美さん作)